

# 告示

## 埼玉県告示第百八十号

平成二十五年埼玉県告示第四百四十号（土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一の二(ロ)ア(ア)の表のトリクロロエチレンの項及びテトラクロロエチレンの項中「及びシスー1,2ージクロロエチレン」を「、シスー1,2ージクロロエチレン及びクロロエチレン」に改め、同項の次に次のように加える。

1,1ージクロロエチレン	クロロエチレン
シスー1,2ージクロロエチレン	クロロエチレン

第一の二(ロ)ア(ア)の表の1・1ー1ートリクロロエタンの項中「1,1ージクロロエチレン」の次に「及びクロロエチレン」を加え、同表の1・1ー1ートリクロロエタンの項中「及びシスー1,2ージクロロエチレン」を「、シスー1,2ージクロロエチレン及びクロロエチレン」に改める。

第一の二(ロ)ア(ウ)の表の特定有害物質の種類のうち「及びペンゼン」を「、ペンゼン及びクロロエチレン」に改める。

第一の二(ロ)イの表を次のように改める。

トリクロロエチレン	1,1ージクロロエチレン、シスー1,2ージクロロエチレン、トランスー1,2ージクロロエチレン及びクロロエチレン
テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン、1,1ージクロロエチレン、シスー1,2ージクロロエチレン、トランスー1,2ージクロロエチレン及びクロロエチレン
1,1ージクロロエチレン	クロロエチレン
シスー1,2ージクロロエチレン	トランスー1,2ージクロロエチレン及びクロロエチレン
1,1,1ートリクロロエタン	1,1ージクロロエチレン及びクロロエチレン

1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
----------------	---

別表第一のふっ素及びその化合物の項の次に次のように加える。

クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム
---------	---------------------------